

社会福祉法人恩賜財団愛知県同胞援護会
定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ、自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- ア 特別養護老人ホームの経営
- イ 軽費老人ホームの経営
- ウ 養護老人ホームの経営
- エ 障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

- ア 老人短期入所施設の経営
- イ 老人短期入所事業の経営
- ウ 老人デイサービスセンターの経営
- エ 認知症対応型老人共同生活介護事業の経営
- オ 老人居宅介護等事業の経営
- カ 障害福祉サービス事業の経営
- キ 移動支援事業の経営
- ク 一般相談支援事業の経営
- ケ 特定相談支援事業の経営
- コ 保育所の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人恩賜財団愛知県同胞援護会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を、愛知県春日井市廻間町字神屋洞 703 番地 1 に置く。

第2章 役員及び職員

(役員の数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち、会長、副会長、専務理事及び常務理事各1名を置く。
- 3 会長は、理事の互選により、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の同意を得て会長が指名することにより定める。
- 4 会長は、会務を統轄し、会長のみが、この法人を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐する。
- 6 専務理事は、副会長・会長を補佐し、この法人の常務を専掌する。
- 7 常務理事は、会長の命を受けて、この法人の常務を処理する。
- 8 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係があるものが、理事のうちに1名を越えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(理事会)

第6条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の軽易な業務は、会長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事会は、会長が招集する。
- 3 理事会に議長を置き、議長は、その都度選任する。
- 4 会長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から、会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を要求された場合には、その請求があった日から1週間以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。
- 9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(会長の職務代理)

第7条 会長に事故あるとき、また、欠けたときは副会長が、その職務を代理する。

- 2 会長及び副会長に事故あるとき、また、欠けたときは専務理事が、専務理事に事故あるとき、また、欠けたときは常務理事が、常務理事に事故あるとき、また、欠けたときは会長があらかじめ指名する他の理事が、順次、会長の職務を代理する。
- 3 会長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、副会長が会長の職務を代理する。

(役員を選任等)

第8条 理事は、理事総数の3分の2以上の同意を得て、会長が委嘱する。

- 2 監事は、理事会において選任する。
- 3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

第9条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(監事による監査)

第10条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び愛知県知事に報告するものとする。
- 3 監事は、前項の監査を行ったとき及び必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とする。ただし、再任されることができる。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事の任期は、理事として在任する期間とする。
- 3 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(職員)

第12条 この法人に、職員若干名を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、会長が任免する。
- 3 施設長以外の職員は、会長が任免する。

第3章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第13条 評議員会は、15名の評議員をもって組織する。

- 2 評議員会は、会長が招集する。
- 3 会長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 4 評議員会に議長を置く。
- 5 議長は、その都度評議員の互選で定める。
- 6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
- 10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(評議員会の権限)

第14条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
 - (2) 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄
 - (3) 定款の変更
 - (4) 合併
 - (5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
 - (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
 - (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認められる事項
- 2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として評議員会の意見を聴かなければならない。

(同前)

第15条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第 16 条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験のある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、会長がこれを委嘱する。

2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が 3 名を越えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第 17 条 評議員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

第 4 章 顧問

(顧問)

第 18 条 この法人に、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ、理事会及び評議員会に助言を与えることができる。

第 5 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 19 条 この法人の資産は、これを分けて、基本財産、運用財産、公益事業用財産の 3 種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金 2,600,000 円

(2) 建物

ア 特別養護老人ホーム春緑苑

愛知県春日井市廻間町字神屋洞 703 番地 83、703 番地 1 及び 703 番地 84 所在

(ア) 主たる建物

鉄筋コンクリート造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板ぶき 5 階建

1 階 2,464.89 m²

2 階 1,822.11 m²

3 階 1,822.11 m²

4 階 1,822.11 m²

5 階 1,568.80 m²

合計 9,500.02 m²

(イ) 附属建物

a 機械室

鉄筋コンクリート造陸屋根平家建

65.00 m²

b 茶室

木造かわらぶき平家建

38.92 m²

c デイサービスセンター

鉄筋コンクリート・鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき陸屋根2階建

1階 669.64 m²

2階 186.32 m²

合計 855.96 m²

d 1号館

鉄筋コンクリート造陸屋根4階建

1階 652.15 m²

2階 706.52 m²

3階 686.72 m²

4階 686.72 m²

合計 2,732.11 m²

イ 春緑苑短期入所施設

愛知県春日井市廻間町字神屋洞703番地84及び703番地83所在

鉄筋コンクリート造陸屋根5階建

1階 89.71 m²

2階 479.67 m²

3階 479.67 m²

4階 479.67 m²

5階 76.67 m²

合計 1,605.39 m²

ウ ケアハウス春緑苑

愛知県春日井市廻間町字神屋洞703番地84及び703番地83所在

鉄筋コンクリート造鋼板ぶき陸屋根5階建

1階 586.25 m²

2階 475.50 m²

3階 371.00 m²

4階 371.00 m²

5階 366.56 m²

合計 2,170.31 m²

- エ グループホーム春緑苑
 愛知県春日井市廻間町字神屋洞 703 番地 1 所在
 木造スレートぶき 2 階建
 1 階 190.94 m²
2 階 109.86 m²
 合計 300.80 m²
- オ グループホーム春緑苑 2
 愛知県春日井市廻間町字神屋洞 703 番地 1 所在
 木造スレートぶき 2 階建
 1 階 190.38 m²
2 階 157.24 m²
 合計 347.62 m²
- カ 障害者支援施設春日苑
 愛知県春日井市廻間町字神屋洞 703 番地 1 所在
 鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき陸屋根 3 階建
 1 階 634.25 m²
 2 階 1,489.06 m²
3 階 1,277.80 m²
 合計 3,401.11 m²
- キ 特別養護老人ホーム第 2 春緑苑
 愛知県春日井市下津町字丸野 500 番地所在
 鉄筋コンクリート造かわらぶき・陸屋根 4 階建
 1 階 2,096.23 m²
 2 階 1,882.34 m²
 3 階 1,882.34 m²
4 階 1,882.34 m²
 合計 7,743.25 m²
- ク ワーカー鷹来
 愛知県春日井市鷹来町字丸内 4888 番地 1 所在
 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建
 1 階 484.83 m²
2 階 488.08 m²
 合計 972.91 m²

ケ さくら保育園

愛知県春日井市出川町8丁目6番地1所在

(ア) 主たる建物

鉄筋コンクリート造かわらぶき・陸屋根平家建

1,145.00 m²

(イ) 附属建物

a 倉庫

鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建

33.12 m²

コ 特別養護老人ホームとよた苑

愛知県豊田市野見山町5丁目80番地1所在

鉄筋コンクリート造ルーフィングぶき3階建

1階 1,953.67 m²

2階 1,909.48 m²

3階 1,654.60 m²

合計 5,517.75 m²

サ ケアハウス豊田

愛知県豊田市野見山町5丁目80番地1所在

鉄筋コンクリート造ルーフィングぶき5階建

1階 981.89 m²

2階 452.38 m²

3階 452.38 m²

4階 452.38 m²

5階 449.66 m²

合計 2,788.69 m²

シ 障害者支援施設サンホーム豊田

愛知県豊田市野見山町5丁目80番地1所在

鉄筋コンクリート・鉄骨鉄筋コンクリート造アルミニウム板ぶき3階建

1階 1,200.53 m²

2階 726.58 m²

3階 726.58 m²

合計 2,653.69 m²

ス サンホーム豊田別棟

愛知県豊田市野見山町5丁目80番地1所在

鉄筋コンクリート造陸屋根平家建

304.18 m²

セ 特別養護老人ホーム第2とよた苑

愛知県豊田市大清水町大清水 179 番地 1 所在

(ア) 主たる建物

鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき・陸屋根 5 階建

1 階 704.11 m²

2 階 1,955.82 m²

3 階 1,684.70 m²

4 階 1,684.70 m²

5 階 937.54 m²

合計 6,966.87 m²

(イ) 附属建物

a 駐輪場

鉄筋コンクリート造陸屋根平家建

12.60 m²

b 駐輪場

鉄筋コンクリート造陸屋根平家建

12.60 m²

ソ 特別養護老人ホーム保見の里

愛知県豊田市保見町南山 109 番地 1 所在

鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき・陸屋根 2 階建

1 階 778.91 m²

2 階 652.08 m²

合計 1,430.99 m²

タ 特別養護老人ホーム大府の郷

愛知県大府市長草町ドンド 19 番地所在

(ア) 主たる建物

鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき 4 階建

1 階 2,161.07 m²

2 階 1,724.94 m²

3 階 1,724.94 m²

4 階 1,724.94 m²

合計 7,335.89 m²

(イ) 附属建物

a 茶室

木造合金メッキ鋼板ぶき平家建

61.56 m²

(3) 土地

- ア 愛知県春日井市廻間町字大洞 681 番 24 の山林 (15,516 m²)
 - イ 愛知県春日井市神屋町字御手洗 2298 番 613 の宅地 (225.08 m²)
 - ウ 愛知県春日井市下津町字丸野 500 番所在の特別養護老人ホーム第 2 春緑苑敷地 (6,477.62 m²)
 - エ 愛知県春日井市下津町字丸野 517 番所在の特別養護老人ホーム第 2 春緑苑敷地 (126 m²)
 - オ 愛知県春日井市下津町字北島 246 番 1 所在の特別養護老人ホーム第 2 春緑苑敷地 (8.42 m²)
 - カ 愛知県春日井市下津町字北島 246 番 3 所在の特別養護老人ホーム第 2 春緑苑敷地 (4.79 m²)
 - キ 愛知県春日井市下津町字北島 303 番 4 所在の特別養護老人ホーム第 2 春緑苑敷地 (9.18 m²)
 - ク 愛知県春日井市下津町字北島 303 番 5 所在の特別養護老人ホーム第 2 春緑苑敷地 (24.22 m²)
 - ケ 愛知県春日井市下津町字丸野 304 番 5 所在の特別養護老人ホーム第 2 春緑苑敷地 (2,048.18 m²)
 - コ 愛知県春日井市下津町字丸野 354 番 4 所在の特別養護老人ホーム第 2 春緑苑敷地 (539.64 m²)
 - サ 愛知県春日井市下津町字丸野 304 番 6 所在の特別養護老人ホーム第 2 春緑苑敷地 (340.32 m²)
 - シ 愛知県豊田市大清水町大清水 179 番 1 所在の特別養護老人ホーム第 2 とよた苑敷地 (6,814.91 m²)
 - ス 愛知県豊田市保見町南山 109 番 1 所在の特別養護老人ホーム保見の里敷地 (2,220.91 m²)
 - セ 愛知県大府市長草町ドンド 19 番所在の特別養護老人ホーム大府の郷敷地 (8,610.99 m²)
- 3 運用財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第 28 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 20 条 基本財産を処分し、又は、担保に供しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得て、愛知県知事の承認を受けなければならない。ただし、独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合には、愛知県知事の承認は必要としない。

(資産の管理)

第 21 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて保管する。

(特別会計)

第 22 条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第 23 条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に会長において編成し、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(決算)

第 24 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後 2 月以内に会長において作成し、監事の監査を経てから理事会の認定を得なければならない。

2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事業所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部または一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第 25 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 26 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 27 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第 6 章 公益を目的とする事業

(種別)

第 28 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援の事業
- (2) 訪問入浴介護の事業
- (3) 福祉用具貸与の事業
- (4) 特定福祉用具販売の事業
- (5) 地域包括支援センターの経営
- (6) 生活管理指導短期宿泊の事業
- (7) 豊田市はつらつクラブの事業
- (8) 高齢者住宅等安心確保の事業

- (9) 日中一時支援の事業
- (10) 生活サポート支援の事業
- (11) 訪問入浴サービスの事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第29条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第7章 解散及び合併

(解散)

第30条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第31条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第32条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、愛知県知事の認可を受けなければならない。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第33条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、愛知県知事の認可(社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を愛知県知事に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第34条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第 35 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、下記のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

会長（理事）	倉知	桂太郎
副会長（理事）	下郷	公平
理事	鈴木	匡
同	木村	正
同	神田	徳次郎
同	辻村	又助
同	舟橋	久男
同	馬場	いよ
同	田中	いと
同	榊	英男
同	伊藤	要三
監事	堀内	義正
同	井伊	清市
同	太田	安太郎